

令和元年 11月 21日
防災対策部災害対策課

南海トラフ地震臨時情報への対応について

1 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に係る都道府県及び市町村の地方防災会議は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づいて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等について、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を定めるように努めなければならないこととされています。

本県においても、推進計画を三重県地域防災計画（地震・津波対策編）に位置付けて記載しているところですが、令和元年 5 月 31 日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画（南トラ臨時情報への具体的対応の明記による）が変更されたことを受け、本県の地域防災計画の該当部分を修正することとします。

2 三重県地域防災計画の修正について

三重県地域防災計画における上記の修正部分については、資料 3-1 の「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例」（消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を参考として修正する予定です。

ただし、詳細な対応については、個別の防災対応に関する計画や方針等の中で定めることとして、地域防災計画の中では、方向性について定めることとしています。

現在の地域防災計画の修正のたたき台を、資料 3-2 のとおりとりまとめました。

今後、県各部局で内容を確認いただき、修正・改善点等があれば、ご連絡いただきますようお願いいたします。

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 12 月 11 日	県議会防災県土企業常任委員会で説明
令和元年 12 月	市町・関係機関に意見照会
令和 2 年 1 月	防災対策検討会議（有識者会議）で修正案の検討
令和 2 年 3 月	県議会防災県土企業常任委員会で修正案の説明
令和 2 年 3 月	三重県防災会議幹事会、防災会議で修正案の審議
令和 2 年 3 月	地域防災計画の修正